

積立金運用の基本方針

京都社会福祉事業企業年金基金

この基本方針は、確定給付企業年金法施行令第45条第1項の規定により、京都社会福祉事業企業年金基金(以下「当基金」という。)が制定するものである。

1. 資産運用の基本原則

(1) 運用の目的

資産運用は、長期的な視点から許容し得るリスクの範囲内で、運用収益の最大化を目指すことを通じて、当基金加入員・受給者等の受給権を保全し、給付等の福利を増大し、掛金負担の安定を図ることを目的とする。

(2) 運用の目標

目標収益率は、長期的な視点に立ち、確定給付企業年金制度から要請されるコスト(掛金率算定の根拠となっている予定利率及びその他の要因を考慮した債務コスト)を、運用報酬等の控除後で上回る水準に設定する。具体的な目標は、投資環境に柔軟に対応し、かつ掛金負担抑制や給付改善等の要請を考慮しながら決定するものとする。

(3) 運用に関連するリスク

本運用基本方針において、単に「リスク」という場合は、特に断りのない限り、運用リスク(価格変動リスク、流動性リスク等)を指すものとする。ただし、基金が管理すべき運用に関連するリスクは、運用リスクだけでなく、運用受託機関等の運用体制、管理体制や事業経営に起因するリスク等も含まれる点に留意しなければならない。

収益率とリスクの関係は、一般的にハイリスク・ハイリターン原則(高い収益率は高いリスクを伴う)が成立する。従って、収益を目指すことについてのリスク負担に関しては、当基金債務の特性、即ち給付設計・成熟度(掛金収入に対する給付支出の相対的増大)・加入員の年齢構成・財政状態等の諸条件を総合的に勘案し、また掛金率の変動に関しての事業主の支払負担力等も十分に考慮した上で、許容し得るリスクの限界を認識し、これを遵守する。

(4) 効率性の確保

一定の目標収益率を達成するためには、それに伴うリスクの最小化、運用に伴う費用(運用報酬や売買手数料等)の削減努力、運用受託機関の選別強化等を通じて、最大限の効率化を図る。

(5) 長期的視点

当基金資産の長期的性格に鑑み、運用方針の策定・運用実績の評価等においては、短期的な変動にとらわれることなく、長期的な視点をもって検討する。但し、長期的な運用目的の実現を図る上で、許容し得るリスクの限界を超えたと認識される場合には、この限りではない。

(6) 公開原則

資産時価・収益状況等の運用内容を、適宜、利害関係を有する関係者に報告する。

(7) 一般的妥当性の確認

具体的な資産運用方針は、当基金の実情に即した当基金固有のものでなければならないことは当然である。

但し、その運用方針が、今日の年金資産運用における一般的な常識、理論的な根拠、及び同様の状況にある他の基金などがとっている方針に比較して著しく異なる場合は、その理由の妥当性を明確にし、関係者に対して説明できなければならない。

2. 当基金全体の資産構成

(1) 基本資産配分の決定

運用方針は、特性の異なる投資対象資産の区分に基づき、長期的な視点から、各資産への配分比率という形で定める。当基金は、基本資産配分比率の決定に当たって、専門的知識及び経験を有する者から意見を聴取しなければならない。具体的な投資対象資産及び基本資産配分比率は「積立金運用の基本方針細則」に定める。

(2) 分散投資

基本資産配分決定にあたっては、当基金の運用目標を達成する上でリスクを最小化するように、適切な分散投資を図らなければならない。

(3) 投資対象資産の選定

投資対象とする資産の選定にあたっては、その資産を一定比率加えることで、資産全体のリスクと期待収益率の関係が改善するという、合理的な可能性が認められる場合に、投資対象資産の候補に加えることができる。

(4) 資産毎の期待収益率・リスク等の仮定の設定

基本資産配分決定の前提となる資産毎の期待収益率・リスク等の仮定については、一般的に合理的と認められる過去の長期実績や金融環境等を総合的に勘案し、将来の

長期的な期待値として設定する。

また、これらの仮定については、金融環境の変動に応じて、適宜変更を行うこととする。

(5) 基本資産配分の維持

基本資産配分方針は、長期的な運用目標の実現を図るものであることから、目標自体の変更や、根拠とする仮定に大きな変化が認められない限り、その方針を維持しなければならない。従って、短期的な市場環境の見通し等に基づいた変更は、原則として行わない。

また、時価変動等による当基金の意図以外の要因によって、実際の資産配分に変動が生じた場合は、速やかに配分の修正を図る措置を講じる。具体的な修正方法については「積立金運用の基本方針細則」に定める。

(6) 基本資産配分方針の変更

基本資産配分の方針を変更する場合は、変更の理由に応じて速やかに行われなければならない。ただし、市場変動などによるタイミングのリスクが著しいと考えられる場合にはこれを避けるために一定の時間をかけて実施するなどの方策を検討する。

また、売買手数料等の移行に要する費用の最小化に努める。

3. 運用スタイル配分の策定

(1) スタイル分散

投資対象資産毎に、必要に応じて、銘柄選択の基準や考え方の異なる運用手法(運用スタイル)や、資産配分の戦術的(短期的)な変更機能を持つ運用手法(運用スタイル)を複数導入し、運用の効率化を図る。具体的なスタイル分散は、「積立金運用の基本方針細則」の「別表」に定める。

(2) 無駄な分散の排除

運用方針・運用プロセス等の差異が明確でない運用手法を複数採用しても、スタイル分散の効果は低く、逆に運用費用等の非効率を招くことになる。このため類似性の高い運用スタイルの重複委託はできるだけ避けなければならない。

(3) パッシブ運用(市場指数並みの実績を挙げることを目標とする運用)の必要性

パッシブ運用を投資対象資産毎に一定比率保有することで、基本資産配分策定の基礎となっている市場収益率を効率的に取込み、かつ、短期的な資産の時価変動に対して基本資産配分の修正を効率的に行う。

(4) パッシブ運用とアクティブ運用

アクティブ運用(市場指数を上回る実績を挙げることを目標とする運用)を採用する場合は、運用報酬控除後でパッシブ運用よりも有利と信ずるに足る運用能力の信頼性があることを条件とする。

また、アクティブ運用の導入にあたっては、そのリスクを十分に認識し、パッシブ運用との適正な分散を図る。

両者の比率については、当基金の運用方針を達成する上での運用効率と費用効率を検討した上で十分妥当と判断できる水準に設定する。

(5) 運用商品の選択

運用商品の選択においては、その付加価値源泉に基づく機能を最大限に重視し、基本方針を最も効率的に実現させるための、最適な選択を追求する。

運用委託報酬は、その機能に応じて適切な水準を総合的に勘案する。

(6) 資産全体の戦術的(短期的)な変更について

基本資産配分に対する、戦術的(短期的)な変更は行わない。但し、資産配分の戦術的(短期的)な変更機能を持つ運用手法を採用することは妨げないが、基本資産配分の方針維持の重要性を踏まえ、これらの運用手法に対する資産配分は全体で 20%程度を上限とする。

(7) スタイルの信頼性の評価

運用能力の信頼性は、運用会社個別のビジネスの安定性、組織・人事の有効性、運用哲学・手法の卓越性などを、当基金独自あるいは必要に応じて外部の評価や年金資産運用の世界における確立した社会的評価、および過去の実績などを考慮して評価・判断する。この評価は必要に応じて適宜見直されなくてはならない。

4. 運用受託機関の選任に関する事項

(1) 委託運用の原則

資産運用の実行は、法令等に定める規定などに従い運用受託機関に委託する。

(2) 運用受託機関の選任

運用受託機関の選任と各社への委託額の決定にあたっては、当基金資産全体の運用スタイル配分などを前提に、定量面及び定性面の運用能力や報酬水準等を総合的に勘案し、最も効率的に運用方針を実現できる運用受託機関・運用商品の組合せを目指す。

(3) 選任の基準

運用受託機関の選任は、委託可能な運用受託機関を広く候補とし、投資哲学・運用方針および運用スタイル・運用体制・運用の特色・過去の実績・法令遵守等の能力を総合的に検討し、当基金の運用方針を実現するのにふさわしい能力・特色を有することを選任基準として行う。選任にあたっては、必要に応じてファンドマネージャー等へのヒアリング、運用コンサルタントや資産運用委員会等へのヒアリングを行い、十分に検討を行うものとする。

(4) 集中投資の禁止

運用受託機関への資産運用の委託額の決定にあたっては、特定の運用受託機関に対する委託額が基金の資産全体からみて過度に集中しないようにしなければならない。ただし、特定の運用受託機関への集中投資を認めるべき合理的な理由がある場合は、この限りではない。具体的な集中投資の基準及び集中投資が認められる合理的な理由については「積立金運用の基本方針細則」に定める。

(5) 採用不適格の運用受託機関

ある運用受託機関を利用することが社会的に見て著しく妥当性を欠くような場合、例えば当該運用受託機関に違法行為や反社会的活動のあった場合、もしくは信用状態の著しい悪化の認められる場合、あるいは当基金sssの運用目的に適合しないと合理的に判断される場合などには、候補運用受託機関に含めない。

また、既に採用している運用受託機関に同様の事態が生じた場合は、各事案の問題の大きさや悪質性を判断し、それに応じて新規資金の払い込み停止、契約の解約、委託資産の回収等の必要な措置を直ちに講じる。

(6) 委託内容の確認

委託の具体的内容は、運用方針の指示として運用受託機関毎に文書（「運用委託に関する確認書」）で提示し、各社の運用責任や評価基準等を明確にする。

5. 運用業務に関する報告の内容及び方法に関する事項

(1) 報告

運用受託機関各社と定期的に面会し、運用の状況につき報告を受けるとともに、改善すべき問題点が発見されたときは、運用受託機関と十分な協議を行い対策を実施する。なお、具体的な頻度、報告形式については、当基金が提示した「運用委託に関する確認書」に運用受託機関は従う。

6. 運用の実行に関する事項

(1) 政策的な運用委託額の調整

基本資産配分、運用スタイル配分等の方針の変更を行うにあたり、運用受託機関のシェア変更が必要な場合は、運用評価の優劣に拘わらず、当基金の政策的な判断を優先する。

(2) 時価の変動に伴う基本資産配分の変動を是正するための措置

時価の変動に伴って生じる資産配分の変動に対して、速やかな是正が必要となるような場合、運用受託機関に対する委託金額の調整が必要となる時は、新規資金の払い込み額の変更や委託資産の回収・預け替え等の必要な措置を速やかに講じる。

(3) 緊急の事態

倒産等の緊急事態により、委託先運用受託機関の機能が停止するか、または業務の遂行に著しい障害が発生したと認められるような場合、あるいはそのような事態の発生する恐れがあると合理的に判断される場合には、新規資金の払い込み停止、契約の解約、委託資産の回収等の必要な措置を直ちに講じる。また、運用受託機関に当基金の指示に著しく反する行為があったときも、これに準じる。

(4) 運用コンサルタント等の利用

運用コンサルタント等の助言を利用する場合、当該運用コンサルタント等は、金融商品取引法における投資助言・代理業を行う者として登録を受けているものでなければならない。また、当該運用コンサルタント等に対して運用受託機関との契約関係の有無を確認する等利益相反の可能性に注意し、助言内容の中立性・公平性に十分に留意しなければならない。

7. 運用受託機関の評価に関する事項

(1) 方針の確認

四半期毎あるいは半年毎の定期的な運用実績の評価を通じて、当基金の方針が効率的に実現されているかどうかの確認を行う。この際、問題が発見されれば、速やかに運用受託機関への適切な指示等の必要な処置を行う。また、金融環境等の大きな変動に際しては、方針の妥当性を確認し、必要とあれば適宜修正を行う。

(2) 運用受託機関の評価

運用受託機関の評価は、運用実績等の定量面の評価と投資哲学や運用体制等に関する定性面の評価を総合的に勘案して行うものとする。具体的には、委託に際して「運用委託に関する確認書」において決められた評価基準に基づいて行う。評価に際しては、運用受託機関が委託を受けた運用内容を忠実に実行しているか、期待通りの収益率とリスクを考慮した運用効率を実現できているかどうか、の確認を行う。

運用受託機関の評価は中長期的視点で行い、短期的な実績のみで性急に判断することは避けなければならない。但し、運用受託機関が、当基金の指示に反する投資行動をし、その改善指示にも反するときはこの限りではない。

評価結果は、運用受託機関への改善指示、運用受託機関の変更、委託額の変更、運用委託内容の変更、運用報酬の決定方式(成功報酬等)の変更等の形で十分に活用する。

8. 運用業務に関し遵守すべき事項

(1) 投資対象の企業や国等の制限

ある企業(または国その他法人)の発行する株式や債券に投資することが社会的に見て著しく妥当性を欠くような場合、例えば当該企業(国・その他法人)に違法行為や反社会的活動のあった場合、もしくは信用状態の著しい悪化の認められるなどの場合には、運用受託機関に対して当該銘柄の取得を禁止する指図を行う等の適切な処置を講じる。

(2) 債券の信用格付け

通常の債券運用においては、格付け等の一般的評価に照らして、一定水準以上の信用状態を有する発行体の銘柄に限定して運用するように、運用受託機関に指示する。ただし、信用リスクを積極的にとるようなハイ・リスク型の運用スタイルの場合は、この限りではない。

(3) 生命保険会社の信用評価

生命保険会社と契約する場合は、格付け等の一般的評価に照らして、一定水準以上の信用状態を有する会社に限定して契約する。

(4) 信用集中の制限

生命保険会社を含めて一つの民間法人に対する与信総額(その法人の発行する株式・債券・一般勘定保険契約の時価合計とその法人への貸付金・預金等の残高との総合計)は、過大とならないように配慮する。

(5) 先物・オプション等の金融派生商品の利用

先物・オプション・スワップ・為替予約(フォワード・先物等)等の金融派生商品の利用は、運用受託機関に対して使用方法や許容されるリスクの水準(運用額の制限等)を明確に指示した上で行う。具体的には、「運用委託に関する確認書」に基づく。

なお、実際に利用される場合は、当基金は、その残高や損益状況を常に把握できるような管理体制をとる。また運用受託機関に対して適切な報告を指示する。

(6) 流動性の低い特殊な資産への投資

不動産・不動産信託商品、未公開株式・非公開株式、ベンチャー・キャピタル、私募債・私募投資信託、企業貸付等の流動性の低い特殊な資産に関しては、その資産を一定比率加えることで、資産全体の期待収益率とリスクの関係が改善する合理的な可能性が認められる場合であったとしても、当基金の運用目的の達成に必要とされる流動性が確保されているか、もしくは、一定期間内に現金化できることが保証されているもので、かつ適正な時価評価の可能なものに限り、投資対象の候補とすることができる。

また、これらの特殊な資産への投資については、その配分が過大とならないように十分に留意されなければならない。

なお、投資の実行においては、運用受託機関に対して運用額の制限等を明確に指示した上で行う。具体的には、「運用委託に関する確認書」に基づく。

(7) 投資可能範囲

運用受託機関は、委託に際して「運用委託に関する確認書」において決められた投資可能範囲に基づいて運用を行う。

(8) 各資産の運用

各資産毎の運用は、投資対象について十分な調査を行なった上で銘柄を選択するとともに、適切な分散化を図る。

9. その他運用業務に関し必要な事項

(1) 信託口座利用の原則

運用受託機関を経由して取得される有価証券の保管に関しては、各国の法令に基づき設立された信託会社で、その分野の専門性に関して実績並びに社会的評価を有する機関に委託して管理せしめる。なお、契約構造上こうした信託口座を利用できない場合(例えば生命保険会社の特約や信託銀行の指定金銭信託)は、この限りではない。

(2) 代替的方法の採用

管理費用等の事情により、信託口座を利用することが著しく不都合と認められるような場合には、証券会社の保護預かり等の代替的方法を講じる。ただし、この場合は、保管機関の信用評価を厳格に行う。

(3) 信託会社の選任

信託会社の選任は、安全性と事務の効率性・確実性を第一の基準とし、費用面での優位性を考慮して行う。

(4) 証券会社の選任

有価証券の取得・売却に際して利用する証券会社の選任は、運用受託機関に一任する。但し、ある証券会社を利用することが社会的に見て著しく妥当性を欠くような場合、例えば当該証券会社に違法行為や反社会的活動のあった場合、もしくは信用状態の著しい悪化の認められるなどの場合には、運用受託機関に対してその利用を禁止することを指示する等の必要な措置を講じる。

また、証券会社の選択自体は運用機関に一任するが、その発注実績(件数及び金額)に関して適宜報告を受け、不適切な執行(利益相反行為等)が行われていないかどうかを確認しなければならない。

為替取引に利用する銀行の選任、先物・オプションの取次ぎ業者(証券会社)の選任についても、上記に準ずる。

(5) 資産管理機関の選任

資産管理機関の選任は、資産管理機関の管理体制・能力を第一の基準とし、資産管理機関を選任するものとする。管理機関に対しては、残高状況、損益状況、取引状況、費用状況等に係る資産管理の内容について、定期的に報告を求める。

10. その他

(1) 運用管理業務に係る研修

運用執行理事をはじめとする管理運用業務に携わる者は、自らが有する管理運用業務に関する専門的知識及び経験等の程度に応じ、資産運用に係る研修を受講しなければならない。

(2) 代議員会への報告・加入員等への業務概況の周知

理事は、代議員会に対し、管理運用業務に関する情報を、正確にかつ分かりやす

く報告しなければならない。報告する内容は、積立金運用の基本方針及び運用ガイドライン、運用受託機関の選任状況、運用受託機関の評価結果、運用受託機関のリスク管理状況、運用実績、基金の管理運用体制の状況、理事会における議事の状況等を含む。

当基金は、加入員に対し、毎事業年度一回以上、管理運用業務に関する規約並びに運用の状況、運用の基本方針の概要等を周知させなければならない。

以上